

第九十回 参議院文教委員会會議録第二号

(三〇)

昭和五十四年十二月十一日(火曜日)
午前十時五十九分開会

委員の異動

十二月六日

辞任

森下 昭司君

小巻 敏雄君

十二月七日

辞任

渡辺 武君

十二月八日

辞任

対馬 孝且君

十二月十日

辞任

目黒今朝次郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大島 友治君

高橋 蒼富君

前田 勲男君

小巻 敏雄君

委員

山東 昭子君

土屋 義彦君

内藤三郎君

藤井 丙午君

望月 邦夫君

吉田 実君

対馬 孝且君

宮之原貞光君

柏原 ヤス君

白木義一郎君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

政府委員

文部省管理局長

事務局側

常任委員会専門員

田淵 哲也君
有田 一寿君
中村喜四郎君

文部大臣

文部大臣

文部大臣

文部大臣

文部大臣

谷垣 專一君

三角 哲生君

嘉衛君

瀧

本日

の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第二号外四〇件)

○重要文化財蕨村屏風修復に関する請願(第五号)

○大幅私学助成に関する請願(第六号)

○障害者・児の教育の保障に関する請願(第八号外一八件)

○私学の学費値上げ抑制等に関する請願(第八九号)

○行き届いた教育の実現に関する請願(第一五七号外一件)

○京都教育大学の施設改善等に関する請願(第一九六号)

○全国夜学生の学費値上げに関する請願(第一九八号)

○教職員定数の最低保障率存続に関する請願(第二一八号)

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員長(大島友治君) ただいまから文教委員会

を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、本委員会の理事が一名欠員となっておりますので、ただいまから理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に小巻敏雄君を指名いたします。

○委員長(大島友治君) 次に、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣文部大臣。

○国務大臣(谷垣專一君) このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合は、昭和二十九年一月に、私立学校の教職員の福利厚生を図る目的のもとに、私立学校教職員共済組合法により設立されたものであります。その後、本共済組合が行う給付については、国・公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまえとし、逐次改善が進められ、現在に至っております。

今回は、昭和五十三年度に引き続き、国・公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による退職年金等の額を、昭和五十三年度の国家公務員の給与の改善内容に基づいて行われる国・公立学校の教職員の退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十二年度以前の退職者については、昭和五十四年四月分から増額することとしたしております。

また、これに伴い、旧私学恩給財団の年金についても同様の引き上げを行うこととしたしております。

第二に、既裁定の退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額を、国・公立学校の教職員の既裁定年金の最低保障額の引き上げに準じ、昭和五十四年四月分から引き上げるとともに、六十歳以上の者等に係る遺族年金の最低保障額を昭和五十四年六月分以後、これらの者以外の者に係る遺族年金の最低保障額を昭和五十四年十月分以後さらに引き上げることとしたしております。

第三に、標準給与の月額の上限を国・公立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる俸給等の限度額の引き上げに準じ、三十八万円から三十九万円に引き上げるとともに、下限についても六万六千円から六万七千円に引き上げることとしたしております。

以上の改正のほか、私立学校教職員共済組合法は、給付関係の規定については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用することとしたしておりますので、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案における退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、高額所得を有する退職年金受給者に対する年金の支給制限、減額退職年

金の改正及び退職一時金等の廃止等などの改正事項につきましても、当該規定を準用することにより同様の措置を行うこととし、所要の規定の改正を行うこととしておきます。

最後に、この法律の施行日につきましては、特定の規定を除き、公布の日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（大島友治君） 次に、補足説明を聴取いたします。三角管理局長。

○政府委員（三谷哲生君） ただいまの文部大臣の説明を補足して、法律案の改正事項について御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合法において、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案における改正事項について、当該規定を準用することにより、同様の措置を行う改正事項及びその概要は次のとおりであります。

第一に、退職年金の支給開始年齢につきまして、年金受給者の高齢化等に対応して、共済組合の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図ること等の見地から現行の五十五歳を六十歳に引き上げることとしております。

なお、この支給開始年齢の引き上げにつきましては、組合員の老後の生活設計等も考慮し、段階的に引き上げていくという経過措置を講ずることとしております。

第二に、高額所得を有する退職年金受給者につきまして、年金の一部の支給を停止することといたしております。

第三に、減額退職年金の受給を選択できる場合を原則として五十五歳からに限定するとともに、減額率についても保険数理に適合するものに改めることとしております。

なお、これらの改正についても、所要の経過措置を講ずることとしております。

置を講ずることとしております。

第四に、現行の退職一時金制度につきまして、すでに通算年金制度が樹立されております関係上、この際これを廃止することとし、別途、厚生年金の脱退手当金と同様の制度を設けることといたしております。

以上が、国家公務員共済組合法の規定を準用することにより措置する事項であります。

○委員長（大島友治君） この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員中村喜四郎君から説明を聴取いたします。中村君。

○衆議院議員（中村喜四郎君） ただいま議題となりました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正につきまして御説明を申し上げます。本修正は、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合及び西岡武夫君の共同提案に係るものであります。

第二は、第一の措置に伴って関係条項を整理することとしております。

以上をもちまして修正の趣旨の説明を終わります。

○委員長（大島友治君） 以上で説明は終わりました。本件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長（大島友治君） これより請願の審査を行います。

第二号私学に対する大幅国庫助成等に関する請願外六十七件を議題といたします。

速記をやめてください。

〔速記中止〕

○委員長（大島友治君） 速記を起してください。

第二号私学に対する大幅国庫助成等に関する請願外四十四件は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付することを要するものとし、第八号障害者・児の教育の保障に関する請願外二十二件は保留と決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大島友治君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大島友治君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大島友治君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大島友治君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（大島友治君） 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化及び学術に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大島友治君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大島友治君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

〔参照〕

文教委員会付託請願中採択一覧表（四五件）

第二号、第三号、第七号、第三三三号、第八二二号、第九四号、第九五号、第九六号、第一二三号、第一二八号、第一四九号、第一六三三号、第一六四号、第一六五号、第一六六号、第一六八号、第一六九号、第一七〇号、第一七一〇号、第一七二二号、第一八〇号、第一八一〇号、第一八二二号、第一八六

号、第二〇三号、第二〇四号、第二〇七号、第二〇八号、第二〇九号、第二一〇号、第二一五号、第二一九号、第二二二号、第二三六号、第二四〇号、第二四三三号、第二四五号、第二五〇号、第二六一号、第二六四号、第二七〇号 私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

第五号 重要文化財蕪村屏風修復に関する請願

第六号 大幅私学助成に関する請願

第八九号 私学の学費値上げ抑制等に関する請願

第二一八号 教職員定数の最低保障率存続に関する請願

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（第二号）（第三号）

一、重要文化財蕪村屏風修復に関する請願（第五号）

一、大幅私学助成に関する請願（第六号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（第七号）

一、障害者・児の教育の保障に関する請願（第八号）（第九号）（第一〇号）（第一一号）（第一二号）（第一三号）（第一四号）（第一五号）（第一六号）（第一七号）（第一八号）（第一九号）（第二〇号）（第二一号）（第二二号）（第二三号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（第二四号）

一、障害者・児の教育の保障に関する請願（第三五号）（第三七号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（第八二号）

一、私学の学費値上げ抑制等に関する請願（第八九号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（第九四号）（第九五号）（第九六号）

第二号 昭和五十四年十一月二十六日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市南区高根町三ノ一七岩根

紹介議員 山内 郁子君

当面する私学の諸困難を打開し、国民の期待にこたえる明るく豊かな私学の発展のために、次の事項について実現を図りたい。

一、授業料等学費に対する直接的な助成を大幅に行うこと。

二、学費値上げをしなくともすむ大幅な私学助成を行うとともに、当面経常費の五十パーセント補助の速やかな実現を図ること。

三、国・公・私立の格差を是正するために、当面緊急に次の事項の実現を図ること。

1 施設・設備を整備・拡充すること。

2 教員一人当たりの学生・生徒数を国・公立並みにするために必要な教員の定員増とその財政措置をすること。

四、過疎地帯私学に対する特別助成を大幅に増額すること。

五、奨学金制度の抜本的拡充と国・公・私立間の格差の解消を図ること。

理由
私学教育の充実発展の問題は、国民の大きな期待と関心事となつてゐるが、とりわけ、国・公・私立学校間における格差をなくし、父母負担の限界にきてゐる私学の授業料等の学費を軽減することは、切実な国民的要求となつてゐる。私立学校は公教育の重要な一翼を担つてゐる。国・公・私立学校間格差を是正し私学の教育・研究諸条件の整備・拡充を図ることは、憲法・教育基本法からいっても当然国がその責任を負ふべきものである。また、学費値上げを抑え、学費に依存しなくともすむ私学に発展させることは、日本の教育の将来にとつて欠くことのできない課題である。第八十四回国会において、授業料等学費に対する直接補助の請願が全会派一致で採択されたが、その財政的措置については、現在に至るまで、なんらの前進もないことは、極めて遺憾なことであり、今後格段の方策の強化が求められるところである。

第三号 昭和五十四年十一月二十六日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 愛知県海部郡弥富町五明一、五一

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五号 昭和五十四年十一月二十六日受理
重要文化財蕪村屏風修復に関する請願

請願者 香川県丸亀市富屋町九妙法寺内

紹介議員 吉田 実君

昭和四十六年、国の重要文化財の指定を受けた妙法寺（以下当寺といふ）所蔵の与謝蕪村揮毫の墨絵「蕪村」の屏風について、指定の際文部省は、「蕪村」の絵の部分がマジックインキで落書きされてゐるので染み抜き漂白して一般に公開できるようにする約束の下に昭和五十年末まで修復にかつたが、未修復のまま当寺に返送され現在に至つてゐるので、速やかに再修復して一般公開のできるようにされた。

理由
文部省から昭和五十年末、「蕪村」の屏風を未修復のまま当寺へ返されたが、その際現在の技術ではこれ以上染み抜き漂白はできないとの付箋が付けあつた。その後数年を経た現在、立派にこの染み抜き漂白を完成する技術を名古屋市中区東横一丁目整古堂主人武智光春氏が持つてゐると聞き、昭和五十二年秋当寺へ武智氏を招いて詳細に「蕪村」の屏風を鑑定してもらつたところ、既に三百年以上も経たない紙質であるから文部省の技術者が不可能とされていることも決して無理とは思わなかつた。私は数十年にわたる研究の体感から責任をもつて染み抜き漂白を完成する自信がある旨の発言があつた。そこで武智氏の技術経歴等を詳しく調査したところ、これまでに幾多の重要文化財の

染み抜き漂白を完成している立派な技術者であることが判明したので、同氏に依頼すれば当寺の蕪村の屏風も立派に復元することができると信じ昭和五十二年六月文化庁長官宛蕪村屏風再修復の請願書を提出したがどうしたわけか、修復してもらえなかつたものである。（資料添付）

第六号 昭和五十四年十一月二十七日受理
大幅私学助成に関する請願

請願者 新潟市笹口二ノ五ノ二私教連内新

内 小島康裕外三千八百名

当面する私学の諸困難を打開し、国民の期待にこたえる真に明るく豊かな私学の発展のために、次の事項の実現を図りたい。

一、私学の学費値上げを抑えるため、緊急の財源措置を行うとともに、父母負担の軽減と、国・公・私立間の格差縮小を図るため、授業料等学費に対する直接的な助成を行うこと。

二、私学の経常費に対する五十パーセント補助の速やかな実現のため、国庫補助の大幅増額を図ること。

三、私立高校以下に対する経常費助成の抜本的増額と、過疎の特別助成の大幅増額を図ること。

四、私学の奨学金の貸与わくの拡大、額の引上げを図るなど奨学金制度の拡充・強化を図ること。

理由
日本私学振興財団が設立されて以来、国の私学に対する助成額は、この数年の間に一定の発展を遂げたが、経常費助成の前進にもかかわらず、私学の授業料等の学費は、大学から幼稚園に至るまでの数年間、毎年のように大幅な値上げが続いてきた。かつて、三年ないし四年に一度の値上げであつたものが、現在では、物価、人事院勧告等へのスライド制、新入生のみでなく在校生を含めてのいっせいの値上げ、などの方式によつて、毎年、値上げをするところが増加してきてゐる。こ

うした学費負担の重圧のため、私学の学生・生徒・児童の家庭生活には、極めて深刻な事態が生まれ、教育上憂慮すべき状態となつてゐる。政府は、私学に対する一般経費補助の目標を、私学振興財団発足の年から五箇年計画によつて、五十パーセントに到達することと定めたが、既に十年を経過したにもかかわらず三十パーセント前後でしかない。これでは、私学の教育・研究条件を大幅に改善し、国・公立との格差を縮め、その豊かな発展を保障することは困難である。私立学校は、いまでもなく公教育の重要な一翼を担つてゐる。私学の教育・研究諸条件の整備・拡充は、憲法・教育基本法に示されてゐるよう、当然、国がその責任を負うべきである。また、今日、国民的な大きな要求となつてゐる私学の学費値上げを抑え、国・公立との格差の縮小を目指し、学費に依存しなくとも私学に発展させることは、日本の教育の将来にとつても欠くことのできない課題である。

第七号 昭和五十四年十一月二十七日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 横浜市南区高砂町二ノ二五 山田茂雄外九百九十九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市南水苑町三二ノ六 長島政一外九名
紹介議員 市川 正一君
障害者・児の人間的に生活を保つため、次の事項の実現を図らねばならぬ。

一、重度重複障害者を含めた義務教育を完全に実施するために必要な学校・学級の増設、教職員増員、施設設備改善、通学保障などの教育条件を整へること。
二、すべての障害幼児が幼児教育を受けることが

できるように、幼稚園・保育所・障害児学校幼稚園を充実すること。
三、希望する障害児の高校教育を保障し、高校卒業後の進学・就職などの進路を保障すること。
理由
長い間の悲願であつた養護学校教育の義務化が本年度より実施され、障害者・児の人権を守るうえで大きく前進した。しかし、教育の分野で改善を要することが少なくなく、医療、労働、生活などでも多くのことが解決を迫られてゐる。

第九号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 東京都文京区千石四ノ二五ノ八 相場実外十名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 札幌市中央区南十五条西一八丁目 小林潔外九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 京都府船井郡丹波町三市 上田春枝外九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 京都市中京区押小路寺町上ル 神内久枝外九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一三号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市点野六ノ七五ノ三 〇三 吉田広外九名
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一四号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市明徳一ノ六ノ四九ノ四〇二 林そよ子外九名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一五号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 京都市左京区吉田阿達町一三 林ふさ外九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一六号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 秋田市新屋敷町八ノ二七 古谷勝外十名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一七号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 秋田市大町五ノ五ノ一〇 中村文子外十名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一八号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 東京都練馬区石神井町五ノ二ノ八 齊藤一夫外十名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一九号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 大阪市浪速区日本橋三丁目 浜明、美外九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二〇号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 東京都新宿区高田馬場二ノ一二ノ一一 亀山弘子外十名
紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二一号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 大阪府枚方市新町二ノ二ノ九 和田一範外九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二二号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 東京都府中市住吉町二ノ三〇ノ三 一新原照子外十名
紹介議員 山中 都子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二三号 昭和五十四年十一月二十七日受理
障害者・児の教育の保障に関する請願
請願者 佐賀市東佐賀町一五ノ五 田中真人外九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二三三号 昭和五十四年十一月二十七日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町海田市一、三

二六ノ二 鈴木文雄外九千九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五号 昭和五十四年十一月二十七日受理

請願者 児の教育の保障に関する請願

請願者 岡山県小田郡矢掛町矢掛一、七六

七 藤原明徳外五千名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七号 昭和五十四年十一月二十八日受理

請願者 児の教育の保障に関する請願

請願者 京都市山科区大宅坂ノ辻町二五

宇野長子外千四百二十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八二号 昭和五十四年十一月三十日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市磯子区杉田町七ノ一ノ八ノ

一 重江照一外千四百十九名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八九号 昭和五十四年十一月三十日受理

私学の学費値上げ抑制等に関する請願

請願者 大阪府堺市東雲西町二ノ三ノ一八

寺内光子外九百七十一名

紹介議員 片山 甚市君

今日の私学の危機と諸困難を打開し、国民の要求にこたえる、真に明るく豊かな私学の発展を図るため、当面緊急切実な課題として、速やかに次の事項の実現を図りたい。

一、学費値上げを抑えるための緊急の財源措置と、私学の経常費の二分の一補助を速やかに実

施すること。

二、助成金の配分に当たっては、特に適正かつ民主的に行うこと。

三、父母負担軽減のため、授業料等学費に対する直接的な助成を行うこと。また、私学に学ぶ学生に対する奨学金を大幅に拡充すること。

四、私学の施設・設備費の補助及び長期低利の融資を行うこと。

五、過疎などの理由による極端な財政困難に對し、特別な助成及び利子補給、長期低利の融資などの措置をとること。

理由

不況とインフレの同時進行という異常な経済状態の下で、学費を主要な財源としている私立大学では、財政は悪化し、その教育・研究条件は極めて危機的な状況となつてゐる。私立学校は、いままでもなく、公教育の重要な一翼を担つてゐるので、私学の教育・研究の諸条件の整備・拡充は、憲法・教育基本法にも示されてゐるようになら、国がその責任を負ふべきである。

第九四号 昭和五十四年十一月三十日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区神田町二ノ五四

成瀬信一外二千九百九十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九五号 昭和五十四年十一月三十日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 神戸市須磨区竜が台六ノ一八ノ四

三 岡田弘作外七千九百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六号 昭和五十四年十一月三十日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願(六通)

請願者 神戸市北区有馬町桃源洞 梶幸代

外六千九百九十三名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は十二月四日)

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る本文のみを掲載 小字及びは修正)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第二条第一項、第四条の六第一項、第六条第三項及び第六条の六第四項の改正規定、第二条中私立学校教職員共済組合法第七條第二項ただし書、第二十五條及び第四十八條の二の改正規定並びに第五条、第六条、附則第十項及び附則第十二項の規定は、昭和五十五年一月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二條第一項の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号。以下「法律第四十号」という。)附則第八項の規定及び附則第九項の規定は昭和五十四年四月一日から、第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(以下「改正後の年金額改定法」という。)第五条の規定及び第四条の規定による改正後の法律第四十号附則第八

項の規定は昭和五十四年六月一日から適用する。

(国家公務員共済組合法の準用に関する経過措置)

3 昭和五十五年一月一日から同年六月三十日までの間は、改正後の法第二十五條第一項中「附則第十二條の三から第十二條の七まで」とあるのは、「附則第十二條の三及び附則第十二條の七」とする。

(旧法の規定による遺族年金等に係る加算に関する経過措置)

34 改正後の年金額改定法第五條第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

(標準給与に関する経過措置)

45 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であつた者の昭和五十四年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が六万八千円以下である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与が六万七千五百円以上であるものを除く)又は三十八万円である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与が三十八万五千円未満であるものを除く)は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与と月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与とみなして、改定する。

56 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

67 附則第四項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

78 第三条の規定による改正後の法律第四十号附則第八項の規定(昭和四十四年度以後におけ

私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。）附則第十項において準用する場合を含む。は、昭和五十四年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百五十六万円」と読み替えるものとする。

189 第四条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（法律第百四十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十四年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百五十六万円」と読み替えるものとする。

1910 改正後の年金額改定法第四条の九及び第五条の規定は、昭和五十四年四月一日から同年十一月三十日までの間に退職（死亡を含む。以下この項において同じ。）をした組合員に係る年金について準用する。この場合において、同年四月一日から同年五月三十一日までの間に退職をした組合員に係る年金についての改正後の年金額改定法第五条第一項の規定の準用については、同項第一号中「六万円」とあるのは「四万八千円」と、同項第二号中「八万四千円」とあるのは「七万二千円」と、同項第三号中「四万八千円」とあるのは「三万六千円」と読み替えるものとする。（政令への委任）

か、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

1112 通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「とみなされ、私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の基礎となるべきもの」とを「とみなされたもの」に改める。

1213 通算年金通則法の一部改正に伴う経過措置（昭和五十五年一月一日前に退職した者に係る通算対象期間については、なお従前の例による。）

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（第一二二二号）（第二二八号）（第一四九号）（第一五四号）

一、行き届いた教育の実現に関する請願（第一五七号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（第一六三三号）（第一六四号）（第一六五号）（第一六六号）（第一六八号）（第一六九号）（第一七〇号）（第一七一〇号）（第一七二二号）（第一八〇号）（第一八一〇号）（第一八二二号）（第一八六号）

一、行き届いた教育の実現に関する請願（第一八九号）

一、京都教育大学の施設改善等に関する請願（第一九六号）

一、全国夜学生生の教学権に関する請願（第一九八号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（第二〇三三号）（第二〇四号）（第二〇七号）（第二〇八号）（第二〇九号）（第二一〇号）（第二一五号）

一、教職員定数の最低保障率存続に関する請願

（第二一八号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（第二一九号）（第二二二二号）（第二三六号）（第二四〇号）（第二四三三号）（第二四五号）（第二五〇号）（第二六一号）（第二六四号）（第二七〇号）

第一二三号 昭和五十四年十二月一日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区東寺尾北台一五〇二八 眞船清次外九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二八号 昭和五十四年十二月一日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願（七通）

請願者 兵庫県川西市加茂二ノ三ノ五坂 上柳美外六千九百九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四九号 昭和五十四年十二月三日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 大阪府城東区成育二ノ五ノ八 有田定美外五百十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五四号 昭和五十四年十二月三日受理

障害者・児の教育の保障に関する請願

請願者 大阪府豊屋川市仁和寺本町六ノ四 一ノ五〇四 北村保雄外千四百二十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一五七号 昭和五十四年十二月三日受理

行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 京都府舞鶴市浜九九六 早谷利男

外七千九百九十九名

紹介議員、小巻 敏雄君

民主教育を守り発展させ、高校三原則（小学区制、男女共学制、総合制）を一層充実させ、子どもたちにつかりした学力、豊かな情操、たくましい体力をつけるために、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、幼稚園を増設すること。また、父母の負担を軽減し、値上げしないこと。

二、行き届いた教育を保障するため、小・中・高校と障害児学校の一学級当たりの児童・生徒数を減らし、教職員の増員を図ること。

三、公立高校に入学を希望する生徒を受け入れるため、公立高校の増設を一層推進すること。

四、私立幼稚園・高校の父母負担を軽減するため、公立高校の格差をつくらぬために小学区制を堅持すること。

理由

本年は国際児童年に当たるが、我が国の青少年の教育環境はまだ劣悪な状況にある。せめて幼稚園から高校までの教育を受けさせてやりたいというのは、子どもを持つすべての父母の願いであるが、物価上昇・雇用不安・中小企業倒産・大企業の減量経営・農業経営の行き詰まりなどのために、生活はますます苦しくなり、教育費負担が一層重荷になつていく。特に、公立幼稚園、公立高校の不足は依然として続いており、その結果、私学へ子弟を運わせている父母の過大な学費負担は税金の二重払いの性格をもつものであつて、極めて不当だと言わざるを得ない。更に、小・中・高校の一学級の児童・生徒数は、欧米に比しても非常に多い四十五名にすぎ置かれていて、教育の荒廃が叫ばれている今日、行き届いた教育を極めて困難にしている。このような教育条件整備が遅れている一方、政府は、憲法・教育基本法を無視して教育内容を改悪し、任命制主任を学校に強制して教育に対する国家統制を強化する方向をとりつつある。

第一六三号 昭和五十四年十二月三日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 広島県比婆郡東城町田黒三三四
浜田正年外九千九百九十九名

紹介議員 永野 厳雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六四号 昭和五十四年十二月三日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 広島県府中市高木町一、一九七ノ
二 徳永将之外九千九百九十九名

紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六五号 昭和五十四年十二月三日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 熊本市神水本町一ノ五一 原田
志外五十九名

紹介議員 細川 護照君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六六号 昭和五十四年十二月三日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 広島市皆実町一ノ一三一 米田
峯代外千名

紹介議員 堀出 啓典君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六八号 昭和五十四年十二月四日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 広島市戸坂くるめ木二ノ一六ノ一
三 福島トミ江外四百四十九名

紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六九号 昭和五十四年十二月四日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 広島市己斐本町二ノ一二ノ八 森

田由紀外五百名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七〇号 昭和五十四年十二月四日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 広島市江波南三ノ三ノ六 川谷勝
明外五百名

紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七一号 昭和五十四年十二月四日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願(二通)
請願者 広島県佐伯郡五日市町海老園一ノ
八ノ一八 北木強三外六百二十名

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七二号 昭和五十四年十二月四日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願(二通)
請願者 兵庫県明石市魚住町金ヶ崎一、三
五〇 西海久平外千九百九十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八〇号 昭和五十四年十二月四日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 広島県世羅郡世羅町下津田九〇
九 吉田務外四百九十九名

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八一号 昭和五十四年十二月四日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 大阪府八尾市教興寺四一〇 松村
猛外千名

紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八二号 昭和五十四年十二月四日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 広島県安芸郡坂町横浜六、二二三
小只洋子外三百九十九名

紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八六号 昭和五十四年十二月四日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 広島県東広島市西条町西条東九五
九ノ二 今谷博昌外九十九名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八九号 昭和五十四年十二月四日受理
行き届いた教育の実現に関する請願
請願者 京都府舞鶴市市場東一〇ノ一
村田繁典外六百二十五名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第一九六号 昭和五十四年十二月四日受理
京都教育大学の施設改善等に関する請願
請願者 京都市伏見区深草越後屋敷町官有
地 亀元千世外五百四十九名

紹介議員 小巻 敏雄君
学生生活の擁護と「学びがいのある大学」づくりを
目指して、次の事項の実現を図りたい。

一、課外活動用施設の基準面積を拡大すること。
二、演奏会、講演会、映画上映など幅広く学生が
使用できるステージ付き演奏室(講堂)を建設す
るとともに、学生の声を十分反映させた使用規
定を制定すること。
三、定員問題について
1 教職員の定数増と定員外職員の解消に努め
ること。
2 定数削減計画を直ちに中止すること。
3 退職者によつて生じた欠員の補充を図るこ
と。

四、すべての国立大学に夜間部を設置・増設する
こと。

4 寮の炊婦の公務員化を図ること。
理由
今日全国の大学では「大学危機」と呼ばれる深刻な
事態が進行しているが、これは政府自民党の「教
育には金をかけない」政策の下での貧困な文教予
算に原因があるものである。総定員法による職員
の定員削減計画によつて、大学校内の環境整備も
不十分で、トイレに紙がない、学内の至る所は雑
草で覆われ、教室内もほこりだらけといった事態
が続いている。更に、学生生活では、学生は高額
の学費によつてますます苦しい生活を強いられ、
生活費を得るといふ目的のアルバイトが多数を占
め、そのために課外の自主的研究活動に支障を来
している。本大学の教職組のアンケートでもアル
バイトをしている学生は七十二パーセントにも上
り、学生生活の苦しさを示している。

第一九八号 昭和五十四年十二月四日受理
全国夜学生の学修権に関する請願
請願者 大阪府東大阪市菱江一、四七七
村井宏治外四百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君
勤労学生の学修権を守るため、次の事項の実現を
強く要望する。

一、夜学部縮小・廃止をやめること。当面、縮
小・廃止が決定している学園に対し、緊急助成
を行うこと。また、廃止しないように行政指導
をすること。
二、学費値上げを抑えること。夜間部充実のため
の特別予算を組むこと。
三、教育の国家統制をねらう放送大学構想をやめ
ること。「放送大学」による夜間部肩代わりをや
めること。
四、すべての国立大学に夜間部を設置・増設する
こと。

第二〇三号 昭和五十四年十二月五日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願
請願者 広島市鶴見町四ノ一二 桑原加代

子外四百九十九名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二〇四号 昭和五十四年十二月五日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(二通)

請願者 神戸市垂水区学が丘二ノ一ノ四〇
七ノ五〇五 田中洋子外七千五百五十九名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二〇七号 昭和五十四年十二月五日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 広島市井口三ノ八ノ二二 下野幸
人外四百九十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二〇八号 昭和五十四年十二月五日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 大阪市東住吉区田辺東之町二ノ一
〇八 松岡平七郎外五百名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二〇九号 昭和五十四年十二月五日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 広島市安古市町中須二三七ノ二
大西秀男外四百七十九名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一〇号 昭和五十四年十二月五日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市野依町西屋敷七〇ノ
一 村田博弥外二千九百九十九名

紹介議員 馬場 富君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

昭和五十四年十二月十九日印刷

第二一五号 昭和五十四年十二月五日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 大阪府西成区出城三ノ二ノ一 福
田満外六百九十九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一八号 昭和五十四年十二月五日受理

教職員定数の最低保障率存続に関する請願

請願者 秋田市山王四ノ四ノ一 四秋田県教
職員組合内 藤村辰雄

紹介議員 粕谷 照美君

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」並びに「同施行令」で経過措置を講じ、教職員定数について、引続き九十八・五パーセントの最低保障率の適用の存続を図られたい。

理由

教育が国民の高い関心を集めている中で、文部省が学級編制と教職員定数を改善する新しい計画を作成したことを歓迎し、一日も早い実現に大きな期待を寄せている。しかし、一方では過疎県に対する定数減の歯止め最低保障率九十八・五パーセント廃止の動きが伝えられ過疎県では一挙に大幅な定数減が予想されている。その結果、複式学級の増加、新規採用の中止、強制的な退職勧奨、へき地小規模校の冷遇などが生じ教育条件の低下と大変な社会問題に発展することは必至である。

第二一九号 昭和五十四年十二月五日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(八通)

請願者 兵庫県芦屋市平田町三ノ一〇 竹
内秀夫外七千九百九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二二号 昭和五十四年十二月五日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

昭和五十四年十二月二十日発行

請願者 広島市翠町一、五五〇ノ五 川本
逞雄外四百九十九名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三六号 昭和五十四年十二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(七通)

請願者 兵庫県尼崎市栗山小畑二八七ノ一
塚本国代外六千九百九十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二四〇号 昭和五十四年十二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 広島県安芸郡坂町小屋浦 西谷誠
外四百九十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二四三号 昭和五十四年十二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(二通)

請願者 大阪府南区谷町七ノ二新谷町第二
ビル内大阪私学教職員組合内 今
西徳恵外八百七十一名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二四五号 昭和五十四年十二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市水堂町二ノ三九ノ二
一 成迫妙子外七千六百名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二五〇号 昭和五十四年十二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 広島県山県郡高賀村中筒賀三三
ノ二 森下健一外四百九十九名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六一号 昭和五十四年十二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 広島県甲奴郡上下町上下八二六ノ
一 青山盛夫外五百名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六四号 昭和五十四年十二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 大阪府堺市南野田三四四 市橋秀
子外五百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二七〇号 昭和五十四年十二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 広島県福山市沖野上町三〇五ノ三
田口信正外九千九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D